

住基カード

期間限定

発行手数料が無料になります

市では、住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書の交付を受けられるサービスを開始します。（平成25年3月開始予定）

多くの方にサービスをご利用いただけるよう、平成25年1月4日から平成27年3月まで、通常500円の交付手数料が無料となります。

◆住基カードでできること

顔写真付きのカードは、本人確認書類として利用できます。

住民票の写しなどをコンビニエンスストアで取得できるようになります。（平成25年3月開始予定。別途手続きが必要です）

e-Taxや電子入札に必要な電子証明書のICカードとして利用できます。（別途手続き・手数料が必要です）



見本(写真あり)

見本(写真なし)

申請場所 市民課窓口サービス係
各出張所

発行に必要なもの

・写真縦4.5cm x 横3.5cm 1枚（写真

付きカードを希望される場合のみ必要。申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景のもの）
窓口で本人が申請される場合、デジタルカメラによる撮影もできます。

・本人確認書類2点（運転免許証、パスポート、保険証、年金手帳、学生証など）

交付までの流れ

窓口または郵送にて申請（郵送の申請は本人からに限ります）

市役所から申請者の住所あてに「照会書」を簡易書留にて郵送「照会書」に本人が記入のうえ申請した窓口を持参し、交付（カードの交付は申請者本人に限ります）

なりすましなどによる不正取得防止のため、申請から交付まで日数がかかります。住基カードを使用したい期日が決まっている場合、期間に余裕を持って申し込みをしてください。

即日の交付はできません。

コンビニ交付サービスの詳細については1月号に掲載します。

問 市民課窓口サービス係

(80)1141

税のお知らせ

固定資産税の現況把握にご協力ください

家屋の新増築・取壊し、または地目変更の登記を行わず土地の使い方を変更した場合は、課税課まで届出をお願いします。

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋及び償却資産を所有している方に収めていただく税金です。把握漏れによる課税誤りを防ぐため、固定資産に変更が生じた場合は、届出をお願いします。特に登記していない家屋を取り壊した方、滅失登記が済んでいない方は、必ず課税課資産税係に「家屋取壊届」を提出してください。家屋取壊届は、資産税係窓口へお申し付けください。

問 課税課資産税係

(80)1282



事業主の皆さんへ

◆市県民税の特別徴収制度のご案内
 地方税法及び市条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業所（給与支払者）は、従業員の市県民税を特別徴収（給与から天引き）しなければならぬこととされています。

まだ特別徴収を実施されていない場合は、早期に必要な手続きをしてください。

【新たに特別徴収を始めるには】

翌年度から新たに特別徴収とする場合は、毎年1月31日までに市町村に提出する給与支払報告書及び総括表に特別徴収対象者であることを明確に記して提出してください。5月中に税額決定通知書を送付します。

なお、年度の途中から開始する場合は、届出書を提出していただく必要がありますので、お問い合わせください。

問 課税課市民税係

(80) 1 2 8 1

◆地方税電子申告

システム(eLTAX)

eLTAX(エルタックス)とは、地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

自宅やオフィスから申告や届出ができる、複数の地方公共団体へまとめて一度に申告できるなどのメリットがありますので、是非ご利用ください。

【利用可能な税目など】

税目	電子申告	電子申請・届出
法人市民税	中間申告、確定申告、修正申告	法人設立/設置届出、異動届など
個人市・県民税	給与支払報告書、特別徴収にかかる給与所得者異動届出書、特別徴収への切替申請書	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

問 eLTAXサポートデスク

(0570) 081459

1P電話

03(5765)7234

【税務署からのお知らせ】

◆事業所得・不動産所得のある方
 始めませんか「青色申告」

青色申告とは 一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をする方には、「青色申告」という税制上有利な取扱いが認められる制度です。

青色申告の特典(主なもの)

青色申告特別控除
 青色事業専従者給与の必要経費算入

純損失の繰越しと繰戻し

青色申告の手続 「青色申告承認申請書」を、青色申告をしようとする年の3月15日まで(新たに事業を始めた方は開業した日から2か月以内)に税務署へ提出してください。

青色決算説明会を開催

【期日、場所】

12月4日 東金市中央公民館
 12月5日 山武市役所

【時間、説明事項】

午前10時～11時 所得税青色申告書作成

午前11時～正午 消費税関係
 東金税務署個人課税部門

(52) 3 1 2 1

確定申告する皆様へ

ネットでどこでも確定申告

e-Tax (国税電子申告・納税システム)

問 東金税務署個人課税部門 (52)3 1 2 1



便利な

申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出できます。

※ e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

◆申告と納税は e-Tax で